

平成 30 年度特別調整交付金交付基準（その他特別事情）
【新旧対照表】

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p style="text-align: right;"><u>保国発 1214 第 1 号</u> <u>平成 29 年 12 月 14 日</u></p> <p>都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省保険局国民健康保険課長 (公印省略)</p> <p>平成 <u>29</u> 年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合） の交付基準等について</p> <p>平成 <u>29</u> 年度における国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第 6 条第 12 号の規定による特別調整交付金の交付方針及び交付申請額の算定方法等については、別紙「<u>平成 29 年度特別調整交付金（算定省令第 6 条第 12 号その他特別の事情がある場合）交付基準</u>」によることとしたので、通知する。</p> <p><u>なお、算定省令第 6 条第 1 号及び第 4 号の交付申請額の算定方法の平成 29 年度における取扱いについては、算定対象期間内に平成 28 年度国民健康保険災害臨時特例補助金及び平成 28 年度特別調整交付金により、東日本大震災により被災した被保険者に係る保険料（税）の減免及び一部負担金の免除に対する財政支援を実施したことから、既に財政支援を受けた額を控除することとしている。</u></p> <p><u>詳細については、別途、連絡する <u>ので、併せて貴管内保険者への周知及び指導方よろしくお願ひしたい。</u></u></p>	<p style="text-align: right;"><u>保国発 1026 第 1 号</u> <u>平成 30 年 10 月 26 日</u></p> <p>都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省保険局国民健康保険課長 (公印省略)</p> <p>平成 <u>30</u> 年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合） の交付基準等 <u>の一部改正</u> について</p> <p>平成 <u>30</u> 年度における国民健康保険の調整交付金 <u>等</u> の交付額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第 6 条第 <u>1 号</u> <u>ヲ及び同条第 2 号</u> の規定による特別調整交付金の交付方針及び交付申請額の算定方法等については、<u>平成 30 年 6 月 14 日保国発 0614 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知において示しているところであるが、今般、別紙のとおり、交付基準を追加したので、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知及び指導方よろしくお願ひしたい。</u></p> <p><u>なお、平成 30 年 7 月豪雨に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村が行う国民健康保険料（税）及び一部負担金等の減免措置に対する取扱い等については、別途通知する。</u></p> <p><u>また、算定省令第 6 条第 1 号 <u>イ</u> 及び <u>ニ</u> の交付申請額の算定方法の平成 30 年度における取扱いについては、算定対象期間内に平成 29 年度国民健康保険災害臨時特例補助金及び平成 29 年度特別調整交付金により、東日本大震災により被災した被保険者に係る保険料（税）の減免及び一部負担金の免除に対する財政支援を実施したことから、既に財政支援を受けた額を控除することになるが、詳細については、別途連絡する。</u></p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p style="text-align: right;">(別 紙)</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年度特別調整交付金 (算定省令第 6 条第 12 号その他特別の事情がある場合) <u>交付基準</u></p> <p><u>(交付基準)</u> 申請事由 1 から 9 に該当する保険者であって、国保事業の適正運営に積極的に取り組んでおり、かつ、都道府県において当該保険者が特別調整交付金の交付を受けることによって指導上の効果が期待し得ると判断し、推薦する保険者であること。</p> <p><u>[申請事由]</u> 1 平成 28 年度において、<u>収納率による普通調整交付金の減額を受けている保険者であって、保険料（税）収納率向上対策の効果が認められること</u></p> <p><u>保険料（税）収納率向上対策に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の①及び②のいずれにも該当すること。</u></p> <p>① <u>算定省令第 7 条の規定により、平成 28 年度の普通調整交付金が減額されていること。</u></p> <p>② <u>平成 28 年度又は平成 30 年 1 月 31 日現在の現年度収納率（一般被保険者分。以下同じ）が、平成 27 年度に比べ、平成 28 年の年間平均一般被保険者数規模の区分に応じて、下表に定める率（上昇ポイント）以上向上しており、かつ、平成 30 年 1 月 31 日現在の現年度収納率が平成 29 年 1 月 31 日現在の現年度収納率を上回っていること。</u></p> <p><u>ただし、遡及適用・賦課を保険料については 2 年、保険税については 3 年として平成 28 年度当初から実施している保険者（平成 28 年度の年度途中及び平成 29 年 4 月 1 日に国民健康保険の事業の運営の広域化（市町村合併によるものを含む。以下、単に「広域化」という。）を行った</u></p>	<p style="text-align: right;">(別 紙)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 6 月 14 日</u> <u>一部改正：平成 30 年 10 月 26 日</u></p> <p style="text-align: center;">平成 30 年度特別調整交付金 <u>交付基準</u> (算定省令第 6 条第 1 号ヲ及び同条第 2 号による)その他特別の事情がある場合)</p> <p><u>1. 算定省令第 6 条第 1 号ヲ関係（市町村の特別事情）</u></p> <p>(削除)</p>

平成 2 9 年 度

平 成 3 0 年 度

保険者については、広域化を行う以前の個々の保険者において平成 28 年度当初から実施していること。)であって、平成 29 年度において被保険者資格証明書の交付を実施している保険者であること。

また、平成 29 年度過年度の収納率（一般被保険者分。以下同じ）が平成 28 年度過年度の収納率に比べ著しく低下する見込みである保険者は除くこと。

年間平均一般被保険者数

1 万 人 未 満		1 万人以上 5 万人未満	
平成 27 年度収納率	伸び率	平成 27 年度収納率	伸び率
9 2 % 以上	0 . 0 8	9 1 % 以上	0 . 0 5
9 0 % 以上 9 2 % 未 満	0 . 1 0	8 9 % 以上 9 1 % 未 満	0 . 0 8
8 7 % 以上 9 0 % 未 満	0 . 1 3	8 6 % 以上 8 9 % 未 満	0 . 1 0
8 4 % 以上 8 7 % 未 満	0 . 1 5	8 3 % 以上 8 6 % 未 満	0 . 1 3
8 1 % 以上 8 4 % 未 満	0 . 1 8	8 0 % 以上 8 3 % 未 満	0 . 1 5
7 8 % 以上 8 1 % 未 満	0 . 2 0	7 7 % 以上 8 0 % 未 満	0 . 1 8
7 5 % 以上 7 8 % 未 満	0 . 2 3	7 5 % 以上 7 7 % 未 満	0 . 2 0
7 5 % 未 満	0 . 2 5	7 5 % 未 満	0 . 2 3

年間平均一般被保険者数

5 万人以上 1 0 万人未満		1 0 万 人 以 上	
平成 27 年度収納率	伸び率	平成 27 年度収納率	伸び率
9 0 % 以上	0 . 0 3	8 9 % 以上	0 . 0 1
8 8 % 以上 9 0 % 未 満	0 . 0 5	8 7 % 以上 8 9 % 未 満	0 . 0 3
8 5 % 以上 8 8 % 未 満	0 . 0 8	8 4 % 以上 8 7 % 未 満	0 . 0 5
8 2 % 以上 8 5 % 未 満	0 . 1 0	8 1 % 以上 8 4 % 未 満	0 . 0 8
7 9 % 以上 8 2 % 未 満	0 . 1 3	7 8 % 以上 8 1 % 未 満	0 . 1 0
7 6 % 以上 7 9 % 未 満	0 . 1 5	7 6 % 以上 7 8 % 未 満	0 . 1 3
7 5 % 以上 7 6 % 未 満	0 . 1 8	7 5 % 以上 7 6 % 未 満	0 . 1 5
7 5 % 未 満	0 . 2 0	7 5 % 未 満	0 . 1 8

(交付基準額の算定方法)

調整基準額 = 平成 28 年度普通調整交付金減額額 × 1 / 2

なお、平成 28 年度の年度途中及び平成 29 年 4 月 1 日に広域化を行っ

た保険者における平成 28 年度普通調整交付金減額額は、広域化を行う以前の個々の保険者に係る平成 28 年度普通調整交付金減額額の合算額をいう。

2 エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施

(申請の要件)

エイズ予防に関する知識の普及、啓発に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の事業を実施したこと又は、年度内に実施することが確実であること。

- ① エイズ予防に関するパンフレットの作成。(購入する場合も含む。)
- ② エイズ予防に関する知識の普及、啓発のため下記の事業に要した経費があること。(上記①の経費は除く。)

例. エイズ予防講習会、エイズ予防教室
エイズに関する相談の開催
医療従事者を対象とした研修への参加等

(交付基準額の算定方法)

交付基準額は、①及び②の合算額とする。

① 申請要件①に該当するもの

a 調整基準額 = パンフレット作成(購入)部数 × パンフレット作成(購入)単価
ただし、作成(購入)部数として、平成 29 年の年間平均被保険者数の 6 割に、作成(購入)単価として 45 円を乗じた額を限度とする。

b 調整基準額 = パンフレット作成(購入)部数 × 10 円
ただし、作成(購入)した部数は、平成 29 年の年間平均被保険者数の 6 割を限度とする。

交付基準額は、a 及び b の合算額とする。

1 エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施

エイズ予防に関する知識の普及、啓発に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の事業を実施したこと。

- ① エイズ予防に関するパンフレットの作成。(購入する場合も含む。)
- ② エイズ予防に関する知識の普及、啓発のため下記の事業に要した経費があること。(上記①の経費は除く。)

例. エイズ予防講習会、エイズ予防教室
エイズに関する相談の開催
医療従事者を対象とした研修への参加等

(交付基準額の算定方法)

交付基準額は、①及び②の合算額とする。

①に該当するもの

a 調整基準額 = パンフレット作成(購入)部数 × パンフレット作成(購入)単価
ただし、作成(購入)部数として、平成 30 年の年間平均被保険者数の 6 割に、作成(購入)単価として 45 円を乗じた額を限度とする。

b 調整基準額 = パンフレット作成(購入)部数 × 10 円
ただし、作成(購入)した部数は、平成 30 年の年間平均被保険者数の 6 割を限度とする。

交付基準額は、a 及び b の合算額とする。

平成 29 年 度

② 申請要件②に該当するもの

次に定める平成 29 年の年間平均被保険者数に応じた額を上限として、実支出額を調整基準額とする。(1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(助成限度額)

助成限度額は、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額 1 によるものとする。

ただし、平成 15 年度以降に広域化を行った保険者（広域化を行う以前の全ての保険者が、広域化を行った前年度（年度途中で広域化を行った場合は広域化を行った年度）の当該交付金において、交付対象保険者であった場合に限る。）については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額 2 によるものとする。

なお、広域化を行う以前の個々の保険者に係る前年度（年度途中で広域化を行った場合は広域化を行った年度）の当該交付金における交付限度額の合算額が交付限度額 2（広域化を行った保険者が交付限度額 1 による場合は、交付限度額 1 とする。）を超える場合は、その合算額を交付限度額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額 1	交付限度額 2
1 万人未満	500 千円	750 千円
5 万人未満	1,000 千円	1,500 千円
10 万人未満	2,000 千円	3,000 千円
10 万人以上	3,000 千円	4,500 千円

※ 広域化を行った保険者における上記の取扱いについては、広域化を行った年度（年度途中で広域化を行った場合はその翌年度）から 5 年間とする。

3 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること

(申請の要件)

保険者が設置する診療施設において、次の①から⑤までのいずれかに該当する事業を行うため特別に要した費用があること。又は、「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」（昭和 53 年 9 月 29 日厚生省発保第 73 号）2 (2) の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設において、当該地方独立行政法人が行った

平成 30 年 度

②に該当するもの

平成 30 年の年間平均被保険者数に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。(1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

(助成限度額)

年間平均被保険者数	交付限度額
1 万人未満	500 千円
5 万人未満	1,000 千円
10 万人未満	2,000 千円
10 万人以上	3,000 千円

2 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること

保険者が設置する診療施設において、次の①から⑤までのいずれかに該当する事業を行うため特別に要した費用があること。又は、「国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱」（昭和 53 年 9 月 29 日厚生省発保第 73 号）2 (2) ㍑の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設において、当該地方独立行政法人が行った次の①から⑤までのいずれかに該当する事業に対して補助した費用があるこ

平成 29 年 度

次の①から⑤までのいずれかに該当する事業に対して補助した費用があること。

ただし、①については国民健康保険関連施設（健康管理センター、歯科保健センター、総合保健施設）についても交付対象とする。なお、申請事由 4「直営診療施設整備に関する費用があること」の交付対象事業は、申請することができない。

- ① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧
- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援
- ③ 経営合理化
 - ア 統合系医療情報システムの導入及び更新
 - イ その他
- ④ 療養環境の改善
- ⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策
 - ア 医師等の確保支援事業
 - イ 救急患者受入体制支援事業

(交付基準額の算定方法)

交付基準額は、(1)及び(2)の合算額とする。

(1) 保険者が設置する診療施設において、次の①から⑤までのいずれかの事業を行った場合の調整基準額

- ① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧
 - 1 施設当たりの復旧に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調整基準額
3,000千円以下	実支出額（千円未満切捨）
3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円
6,000千円超	実支出額×1/2（100千円未満切捨）

- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援
 - 1 施設当たりの人的支援（当該施設従事者に限る。災害救助法による医療扶助を除く。）に要した旅費及び滞在費に応じて、下記の表に定める額とする。

平成 30 年 度

と。
ただし、①については国民健康保険関連施設（健康管理センター、歯科保健センター、総合保健施設）についても交付対象とする。なお、申請事由 3「保健事業（直営診療施設整備事業、市町村国保予防・健康づくり保健事業、総合保健施設整備等事業）に関する費用があること」のうち「直営診療施設整備事業」の交付対象事業は、申請することができない。

- ① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧
- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援
- ③ 経営合理化
 - ア 統合系医療情報システムの導入及び更新
 - イ その他
- ④ 療養環境の改善
- ⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策
 - ア 医師等の確保支援事業
 - イ 救急患者受入体制支援事業

(交付基準額の算定方法)

交付基準額は、(1)及び(2)の合算額とする。

(1) 保険者が設置する診療施設において、次の①から⑤までのいずれかの事業を行った場合の調整基準額

- ① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧
 - 1 施設当たりの復旧に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調整基準額
3,000千円以下	実支出額（千円未満切捨）
3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円
6,000千円超	実支出額×1/2（100千円未満切捨）

- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援
 - 1 施設当たりの人的支援（当該施設従事者に限る。災害救助法による医療扶助を除く。）に要した旅費及び滞在費に応じて、下記の表に定める額とする。

平成 2 9 年 度

対 象 額	調 整 基 準 額
1, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
1, 0 0 0 千円超～2, 0 0 0 千円以下	1, 0 0 0 千円
2, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100 千円未満切捨)

③ 経営合理化

ア 統合系医療情報システムの導入及び更新

1 施設当たり統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、電子カルテ等）の導入及び更新に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 施 設	対 象 額	調 整 基 準 額
診 療 所	3 0, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
	3 0, 0 0 0 千円超	3 0, 0 0 0 千円
病 院	4 0, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
	4 0, 0 0 0 千円超	4 0, 0 0 0 千円

イ その他

1 施設当たりの経営合理化に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超	3, 0 0 0 千円

④ 療養環境の改善

1 施設当たりの療養環境の改善に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超～6, 0 0 0 千円以下	3, 0 0 0 千円
6, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100 千円未満切捨)

平成 3 0 年 度

対 象 額	調 整 基 準 額
1, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
1, 0 0 0 千円超～2, 0 0 0 千円以下	1, 0 0 0 千円
2, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100 千円未満切捨)

③ 経営合理化

ア 統合系医療情報システムの導入及び更新

1 施設当たり~~の~~統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、電子カルテ等）の導入及び更新に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 施 設	対 象 額	調 整 基 準 額
診 療 所	3 0, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
	3 0, 0 0 0 千円超	3 0, 0 0 0 千円
病 院	4 0, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
	4 0, 0 0 0 千円超	4 0, 0 0 0 千円

イ その他

1 施設当たりの経営合理化に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超	3, 0 0 0 千円

④ 療養環境の改善

1 施設当たりの療養環境の改善に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超～6, 0 0 0 千円以下	3, 0 0 0 千円
6, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100 千円未満切捨)

平成 2 9 年 度

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策

ア 医師等の確保支援事業

医師、看護師、保健師等の確保のための事業に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
1, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
1, 5 0 0 千円超	1, 0 0 0 千円

イ 救急患者受入体制支援事業

夜間・休日の救急患者受入体制を確保することを目的として、開業医等の外部医師に協力を求める事業に要した賃金及び交通費等の費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
7, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
7, 5 0 0 千円超	5, 0 0 0 千円

(2) 「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」2(2)の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設において、当該地方独立行政法人が行った次の①から⑤までのいずれかの事業に対し、補助した場合の調整基準額

① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧

1 施設当たりの復旧に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超～6, 0 0 0 千円以下	3, 0 0 0 千円
6, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100千円未満切捨)

平成 3 0 年 度

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策

ア 医師等の確保支援事業

医師、看護師、保健師等の確保のための事業に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
1, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
1, 5 0 0 千円超	1, 0 0 0 千円

イ 救急患者受入体制支援事業

夜間・休日の救急患者受入体制を確保することを目的として、開業医等の外部医師に協力を求める事業に要した賃金及び交通費等の費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
7, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
7, 5 0 0 千円超	5, 0 0 0 千円

(2) 「国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱」2(2)の事業の対象となる地方独立行政法人が保険者から承継した診療施設において、当該地方独立行政法人が行った次の①から⑤までのいずれかの事業に対し、補助した場合の調整基準額

① 災害等による被害を受けた診療施設の復旧

1 施設当たりの復旧に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超～6, 0 0 0 千円以下	3, 0 0 0 千円
6, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100千円未満切捨)

平成 2 9 年 度

② 災害等による被害を受けた地域の人的支援

1 施設当たりの人的支援（当該施設従事者に限る。災害救助法による医療扶助を除く。）に要した旅費及び滞在費に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
1, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
1, 0 0 0 千円超～2, 0 0 0 千円以下	1, 0 0 0 千円
2, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2（100千円未満切捨）

③ 経営合理化

ア 統合系医療情報システムの導入及び更新

1 施設当たり統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、電子カルテ等）の導入及び更新に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 施 設	対 象 額	基 本 額
診 療 所	3 0, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
	3 0, 0 0 0 千円超	3 0, 0 0 0 千円
病 院	4 0, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
	4 0, 0 0 0 千円超	4 0, 0 0 0 千円

イ その他

1 施設当たり経営合理化に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
3, 0 0 0 千円超	3, 0 0 0 千円

平成 3 0 年 度

② 災害等による被害を受けた地域の人的支援

1 施設当たりの人的支援（当該施設従事者に限る。災害救助法による医療扶助を除く。）に要した旅費及び滞在費に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
1, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
1, 0 0 0 千円超～2, 0 0 0 千円以下	1, 0 0 0 千円
2, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2（100千円未満切捨）

③ 経営合理化

ア 統合系医療情報システムの導入及び更新

1 施設当たり~~の~~統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、電子カルテ等）の導入及び更新に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 施 設	対 象 額	基 本 額
診 療 所	3 0, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
	3 0, 0 0 0 千円超	3 0, 0 0 0 千円
病 院	4 0, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
	4 0, 0 0 0 千円超	4 0, 0 0 0 千円

イ その他

1 施設当たり~~の~~経営合理化に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額（千円未満切捨）
3, 0 0 0 千円超	3, 0 0 0 千円

④ 療養環境の改善

1 施設当たりの療養環境の改善に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超～6, 0 0 0 千円以下	3, 0 0 0 千円
6, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100 千円未満切捨)

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策

ア 医師等の確保支援事業

医師、看護師、保健師等の確保のための事業に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
1, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
1, 5 0 0 千円超	1, 0 0 0 千円

イ 救急患者受入体制支援事業

夜間・休日の救急患者受入体制を確保することを目的として、開業医等の外部医師に協力を求める事業に要した賃金及び交通費等の費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
7, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
7, 5 0 0 千円超	5, 0 0 0 千円

④ 療養環境の改善

1 施設当たりの療養環境の改善に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
3, 0 0 0 千円以下	実支出額 (千円未満切捨)
3, 0 0 0 千円超～6, 0 0 0 千円以下	3, 0 0 0 千円
6, 0 0 0 千円超	実支出額×1/2 (100 千円未満切捨)

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策

ア 医師等の確保支援事業

医師、看護師、保健師等の確保のための事業に要した費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
1, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
1, 5 0 0 千円超	1, 0 0 0 千円

イ 救急患者受入体制支援事業

夜間・休日の救急患者受入体制を確保することを目的として、開業医等の外部医師に協力を求める事業に要した賃金及び交通費等の費用に応じて下記の表に定める基本額と、保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

対 象 額	基 本 額
7, 5 0 0 千円以下	実支出額×2/3 (千円未満切捨)
7, 5 0 0 千円超	5, 0 0 0 千円

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p><u>4 直営診療施設整備に関する費用があること</u> (申請の要件) 「<u>国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱</u>」、「<u>国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領</u>」(平成15年4月7日保発第0407001号)及び「<u>平成29年度における直営診療施設の整備に係る助成について</u>」(平成29年4月7日保国発0407第1号)の規定に基づき、<u>補助対象事業として認められた保険者が行う事業に要する費用があること。</u></p> <p>(交付基準額の算定方法) 「<u>国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱</u>」等の規定に基づき、<u>補助対象経費として認められた額とする。</u></p> <p><u>5 保健事業に関する費用があること</u> (申請の要件) 「<u>国民健康保険の保健事業に対する助成について</u>」(平成29年4月24日保国発0424第1号)に定める<u>交付方針</u>に基づき、<u>補助対象事業として認められた各種保健事業に関する費用があること。</u></p> <p>(交付基準額の算定方法) 「<u>国民健康保険の保健事業に対する助成について</u>」に定める<u>交付方針</u>に基づき、<u>補助対象経費として認められた額とする。</u></p> <p><u>6 国民健康保険総合保健施設事業に関する費用があること</u> (申請の要件) 「<u>国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付基準</u>」に定める<u>交付基準</u>に基づき、<u>補助対象事業として認められた国民健康保険総合保健施設の施設整備及び運営に関する費用があること。</u></p> <p>(交付基準額の算定方法) 「<u>国民健康保険調整交付金(総合保健施設分)交付基準</u>」に定める<u>交付基準</u>に基づき、<u>補助対象経費として認められた額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>3 保健事業(直営診療施設整備事業、市町村国保予防・健康づくり保健事業、総合保健施設整備等事業)</u>に関する費用があること 「<u>国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)の国庫補助について</u>」(平成30年4月11日厚生労働省発保0411第4号)の別紙「<u>国民健康保険調整交付金(保健事業分)交付要綱</u>」、「<u>国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)取扱要領</u>」の一部改正について(平成30年4月11日保発0411第4号)及び「<u>特別調整交付金(保健事業分)交付要領について</u>」(平成30年4月11日保国発0411第2号)に基づき、<u>補助対象事業として認められた保健事業に関する費用があること。</u></p> <p>(交付基準額の算定方法) 「<u>国民健康保険調整交付金(保健事業分)交付要綱</u>」に基づき、<u>補助対象経費として認められた額とする。</u></p> <p>(削除)</p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p><u>7</u> 離職者に係る国民健康保険料（税）の減免に要した費用が多額であること <u>(申請の要件)</u> 「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成 21 年 4 月 14 日保国発第 0414001 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い職を失ったと保険者が認める者に対し、条例に基づき国民健康保険料（税）の減免を実施したこと。 ただし、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号に該当する保険者及び当該減免額が、調整対象需要額の 100 分の 0.03 に相当する額以下である保険者は除く。</p> <p>(交付基準額の算定方法) 調整基準額＝ 一人当たり保険料（税）調定額(A) × 減免対象被保険者数(B) － 減免世帯に係る保険料（税）調定額(C) ※ 上記の方法により算定した額が、離職を原因とする保険料（税）減免総額を上回る場合は、当該減免総額を調整基準額とする。</p> <p>(A)＝平成 <u>28</u>年度（平成 <u>29</u>年度）の保険料(税)調定総額÷一般被保険者数(賦課期日現在) (B)＝平成 <u>28</u>年度（平成 <u>29</u>年度）の離職を原因とする減免対象世帯に属する一般被保険者数(減免申請時点) (C)＝平成 <u>28</u>年度（平成 <u>29</u>年度）の離職を原因とする減免対象世帯に係る保険料(税)調定額(減免後)</p> <p>※ 平成 <u>29</u>年 1～3 月相当分（平成 <u>28</u>年度）と平成 <u>29</u>年 4～12 月相当分（平成 <u>29</u>年度）をそれぞれ算定し、その合算額とする。</p>	<p><u>4</u> 離職者に係る国民健康保険料（税）の減免に要した費用が多額であること 「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成 21 年 4 月 14 日保国発第 0414001 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い職を失ったと保険者が認める者に対し、条例に基づき国民健康保険料（税）の減免を実施したこと。 ただし、国民健康保険の調整交付金<u>等</u>の交付額の算定に関する省令第 6 条第 1 号<u>イ</u>に該当する保険者及び当該減免額が、<u>市町村</u>調整対象需要額の 100 分の 0.03 に相当する額以下である保険者は除く。</p> <p>(交付基準額の算定方法) 調整基準額＝ 一人当たり保険料（税）調定額(A) × 減免対象被保険者数(B) － 減免世帯に係る保険料（税）調定額(C) ※ 上記の方法により算定した額が、離職を原因とする保険料（税）減免総額を上回る場合は、当該減免総額を調整基準額とする。</p> <p>(A)＝平成 <u>29</u>年度（平成 <u>30</u>年度）の保険料(税)調定総額÷一般被保険者数(賦課期日現在) (B)＝平成 <u>29</u>年度（平成 <u>30</u>年度）の離職を原因とする減免対象世帯に属する一般被保険者数(減免申請時点) (C)＝平成 <u>29</u>年度（平成 <u>30</u>年度）の離職を原因とする減免対象世帯に係る保険料(税)調定額(減免後)</p> <p>※ 平成 <u>30</u>年 1～3 月相当分（平成 <u>29</u>年度）と平成 <u>30</u>年 4～12 月相当分（平成 <u>30</u>年度）をそれぞれ算定し、その合算額とする。</p>
<p><u>8</u> 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置による財政負担が多額であること <u>(申請の要件)</u> 国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）第 29 条の 7 の 2 第 1 項の規定により読み替えられた施行令第 29 条の 7 第 5 項又は地方税法第 703 条の 5 の 2 第 1 項の規定により読み替えられた同法第 703 条の 5 に定める基準に従い保険料を減額された、<u>施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項</u></p>	<p><u>5</u> 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置による財政負担が多額であること ① 国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）<u>第 29 条の 7 の 2 第 2 項又は地方税法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等の属する世帯</u>（<u>施行令</u>第 29 条の 7 の 2 第 1 項の規定により読み替えられた施行令第 29 条の 7 第 5 項又は地方税法第 703 条の 5 の 2 第 1 項の</p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p><u>又は同法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）</u>について、賦課期日の翌日以降に加入した特例対象被保険者等の数が、同日以降に資格喪失した特例対象被保険者等の数を超えていること。</p> <p>(新規)</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> $\text{調整基準額} = \sum^{12} \left\{ (n \text{ 月末時点の非自発的失業軽減対象世帯に属する一般被保険者数} - \text{基準失業者数(A)}) \times (\text{平均保険料(税)(B)} - \text{軽減後平均保険料(税)(C)}) \times 1/12 \right\}$ <p>(A) = 平成 28 年度 (平成 29 年度) の非自発的失業軽減対象世帯に属する一般被保険者数 (賦課期日時点)</p> <p>(B) = 平成 28 年度 (平成 29 年度) の保険料 (税) 調定総額 ÷ 一般被保険者数 (賦課期日時点)</p> <p>(C) = 平成 28 年度 (平成 29 年度) の非自発的失業軽減対象世帯に係る軽減後保険料 (税) 調定額 ÷ 非自発的失業軽減対象世帯に属する一般被保険者数 (賦課期日時点)</p> <p>※ 平成 29 年 1～3 月分 (平成 28 年度) と平成 29 年 4～12 月分 (平成 29 年度) をそれぞれ算定し、その合算額とする。</p> <p>※ 調整基準額の算定に当たっては、「(n 月末時点の非自発的失業軽減対象世帯に属する一般被保険者数 - 基準失業者数 (A))」について、医療・後期分と介護分に分けて算出する。</p>	<p>規定により読み替えられた同法第 703 条の 5 に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。) に属する一般被保険者 (以下「特例対象者」という。) について、賦課期日の翌日以降に加入した特例対象者の数が、同日以降に資格喪失した特例対象者の数を超えていること。</p> <p>② 施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項又は地方税法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等の属する世帯に属する一般被保険者 (特例対象者を除く。) について、賦課期日の翌日以降に加入した特例対象被保険者等の属する世帯に属する一般被保険者 (特例対象者を除く。) の数が同日以降に資格喪失した特例対象被保険者等の属する世帯に属する一般被保険者 (特例対象者を除く。) の数を超えていること。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p><u>交付基準は、①及び②の合算額とする。</u></p> $\text{調整基準額①} = \sum^{12} \left\{ (n \text{ 月末時点の非自発的失業世帯(法定軽減対象分)に属する一般被保険者数} - \text{基準失業者数(A)}) \times (\text{平均保険料(税)(B)} - \text{平均保険料(税)(軽減後)(C)}) \times 1/12 \right\}$ <p>(A) = 平成 29 年度 (平成 30 年度) の非自発的失業世帯(法定軽減対象分)に属する一般被保険者数 (賦課期日時点)</p> <p>(B) = 平成 29 年度 (平成 30 年度) の保険料 (税) 調定総額 ÷ 一般被保険者数 (賦課期日時点)</p> <p>(C) = 平成 29 年度 (平成 30 年度) の非自発的失業世帯(法定軽減対象分)に係る保険料 (税) 調定額 (軽減後) ÷ 非自発的失業世帯(法定軽減対象分)に属する一般被保険者数 (賦課期日時点)</p> <p>※ 平成 30 年 1～3 月分 (平成 29 年度) と平成 30 年 4～12 月分 (平成 30 年度) をそれぞれ算定し、その合算額とする。</p> <p>※ 調整基準額①の算定に当たっては、「(n 月末時点の非自発的失業世帯(法定軽減対象分)に属する一般被保険者数 - 基準失業者数 (A))」について、医療・後期分と介護分に分けて算出する。</p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
(新規)	<p data-bbox="1182 172 2074 344"> <u>調整基準額②</u> = $\sum^{12} \left\{ \frac{\text{(n月末時点の非自発的失業世帯(法定軽減対象外)に属する一般被保険者数 - 基準失業者数(法定軽減対象外)(A)) \times (\text{平均保険料(税)(B)} - \text{平均保険料(税)(C)})}{1/12} \right\}$ </p> <p data-bbox="1160 379 2074 448"> <u>(A) = 平成 29 年度 (平成 30 年度) の非自発的失業世帯 (法定軽減対象外) に属する一般被保険者数 (賦課期日時点)</u> </p> <p data-bbox="1160 451 2074 520"> <u>(B) = 平成 29 年度 (平成 30 年度) の保険料 (税) 調定総額 ÷ 一般被保険者数 (賦課期日時点)</u> </p> <p data-bbox="1160 523 2074 624"> <u>(C) = 平成 29 年度 (平成 30 年度) の非自発的失業世帯 (法定軽減対象外) に係る保険料 (税) 調定額 ÷ 非自発的失業世帯 (法定軽減対象外) に属する一般被保険者数 (賦課期日時点)</u> </p> <p data-bbox="1160 659 1995 727"> <u>※ 平成 30 年 1 ~ 3 月分 (平成 29 年度) と平成 30 年 4 ~ 12 月分 (平成 30 年度) をそれぞれ算定し、その合算額とする。</u> </p> <p data-bbox="1128 762 2074 863"> <u>※ 調整基準額②の算定に当たっては、「(n月末時点の非自発的失業世帯 (法定軽減対象外) に属する一般被保険者数 - 基準失業者数 (法定軽減対象外) (A))」について、医療・後期分と介護分に分けて算出する。</u> </p>

平成 29 年 度	平成 30 年 度
<p><u>9</u> 特別事情による財政負担増加等があること (申請の要件) <u>次の(1)又は(2)の申請に当たっては、あらかじめ厚生労働省と協議すること。また、(1)又は(2)については、いずれかに該当することを厚生労働省又は都道府県が認めた保険者とするが、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成29年度当初から実施していない保険者は、推薦の対象としないこと。</u></p> <p>(1) 平成 <u>29</u> 年度において、やむを得ないと認められる特別の事情により予測を大幅に上回る財政負担の増加があり、健全財政の維持に支障が生ずること。 ※ 次の文中、保険料に係る表記については、全て医療分保険料に係るものとする。(収納割合を除く)</p> <p>① 通常以上の事業運営努力をしていると都道府県が認める保険者であって、次のア、イのいずれにも該当すること。 ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する「やむを得ないと認められる事情による財政負担の増加」があること。 (ア) 平成 <u>29</u> 年度調整対象需要額(医療分)に対する財政負担増加見込額の割合^(注)が3%以上であること。</p> <p>(注) 財政負担増加見込額の割合 = $\frac{\text{29年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額}^{\ast}}{\text{29年度調整対象需要額(調交申請様式第3-1の\#056の額)}}$</p> <p>※ 「平成 <u>29</u> 年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額」の算出に当たっては、原則として以下の算出方法によること。 ・ 医療費 <u>(老人保健医療費拠出金を除く)</u> の負担増 「平成 <u>29</u> 年度国民健康保険の<u>保険者等</u>の予算編成に当たっての留</p>	<p><u>6</u> 特別事情による財政負担増加等があること</p> <p>(1) 平成 <u>30</u> 年度において、やむを得ないと認められる特別の事情により予測を大幅に上回る財政負担の増加があり、健全財政の維持に支障が生ずること。 ※ 次の文中、保険料に係る表記については、全て医療分保険料に係るものとする。(収納割合を除く。) <u>※ 申請に当たっては、あらかじめ厚生労働省と協議することとし、交付基準に該当することを厚生労働省又は都道府県が認めた保険者とする。また、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成30年度当初から実施していない保険者は、推薦の対象としないこと。</u></p> <p>① 通常以上の事業運営努力をしていると都道府県が認める保険者であって、次のア、イのいずれにも該当すること。 ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する「やむを得ないと認められる事情による財政負担の増加」があること。 (ア) 平成 <u>30</u> 年度 <u>市町村</u> 調整対象需要額(医療分)に対する財政負担増加見込額の割合^(注)が3%以上であること。</p> <p>(注) 財政負担増加見込額の割合 = $\frac{\text{30年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額}^{\ast}}{\text{30年度市町村調整対象需要額(調交申請様式第3-1の\#056の額)}}$</p> <p>※ 「平成 <u>30</u> 年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額」の算出に当たっては、原則として以下の算出方法によること。 ・ 医療費の負担増 「<u>都道府県及び市町村における平成30年度国民健康保険特別会計</u></p>

平成 29 年 度

意事項について「通知」(平成 28 年 12 月 27 日保国発 1227 第 1 号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知(以下「課長通知」という。)に基づいて算出された、平成 29 年度当初予算編成時の医療費見込額に対する特別調整交付金申請時の医療費見込額の増加額とする。

- ・ 保険料(税)収入額の減による負担増
課長通知に基づいて算出された、平成 29 年度当初予算編成時の保険料(税)収入見込額に対する特別調整交付金申請時の保険料(税)収入見込額の減少額とする。

- (イ) 水俣病等による医療費が多額であること。
- (ウ) その他上記(ア)及び(イ)に準ずると認められること。

イ 次の(ア)、(イ)のいずれにも該当すること。
ただし、(ア)又は(イ)に該当しないが、該当しないことがやむを得ないと認められる理由がある場合には推薦しても差し支えないこと。
その場合には、その事情を記載した理由書(様式は任意とする)を添付すること。

(ア) 平成 29 年度の保険料(税)賦課限度額が 54 万円であること。

(イ) 平成 28 年度一般被保険者に係る現年度分保険料(税)の収納率が年間平均被保険者数規模に応じて、次に定める率以上であること。

年間平均一般被保険者数	収納率
1 万人未満	0. 9 2
1 万人以上 5 万人未満	0. 9 1
5 万人以上 1 0 万人未満	0. 9 0
1 0 万人以上	0. 8 9

- ② ①には該当しないが、これに準ずると認められる特別の事情がある被保険者であること。

(交付基準額の算出方法)

原則として、平成 29 年度はやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額の 3 分の 1 相当額とする。

平成 30 年 度

予算編成に当たっての留意事項についての一部改正について」(平成 29 年 12 月 27 日保国発 1227 第 3 号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知(以下「課長通知」という。)に基づいて算出された、平成 30 年度当初予算編成時の医療費見込額に対する特別調整交付金申請時の医療費見込額の増加額とする。

- ・ 保険料(税)収入額の減による負担増
課長通知に基づいて算出された、平成 30 年度当初予算編成時の保険料(税)収入見込額に対する特別調整交付金申請時の保険料(税)収入見込額の減少額とする。

- (イ) 水俣病等による医療費が多額であること。
- (ウ) その他上記(ア)及び(イ)に準ずると認められること。

イ 平成 30 年度の保険料(税)賦課限度額が 58 万円であること。
ただし、該当しないことがやむを得ないと認められる理由がある場合には対象として差し支えないこと。
その場合には、その事情を記載した理由書(様式は任意とする)を添付すること。

- ② ①には該当しないが、これに準ずると認められる特別の事情がある被保険者であること。

(交付基準額の算出方法)

原則として、平成 30 年度はやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額の 3 分の 1 相当額とする。

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p>ただし、水俣病による医療費が多額である場合に限り、負担増加額の15分の9相当額とする。</p> <p>(2) <u>国民健康保険の保険者として高い意識を有し、適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいること。この場合、保険者の推薦に当たっては、次のことを総合的に判断すること。</u></p> <p><u>I 適用の適正化状況</u> <u>II 給付の適正化状況</u> <u>III 財政対策状況</u> <u>IV 保健事業の展開状況</u> <u>V その他</u></p> <p>(交付基準額の算出方法) <u>原則として、〔一般被保険者数×一人当たり医療費（地域差指数による補正後）×1/2〕により算出した額を基準とし、各保険者の国保事業運営への取組状況を踏まえ、予算の範囲内で交付する。</u></p>	<p>ただし、水俣病による医療費が多額である場合に限り、負担増加額の15分の9相当額とする。</p> <p>(2) <u>特別調整交付金交付基準のうち、国民健康保険の保険者として高い意識を有し、適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいること（以下「経営努力分」という。）の発展的解消に伴う経過措置の交付対象保険者に該当していること。</u></p> <p>(交付基準額の算出方法) <u>過去5年度（平成24～28年度）中3回以上経営努力分の交付を受けている市町村について、当該期間における経営努力分の交付実績（平均交付額）の8割と確定係数通知における平成30年度保険者努力支援制度（市町村分）の当該市町村に係る交付見込額との差額を経過措置額として交付する。（平成30年9月概算交付済）</u></p> <p><u>調整基準額 = 「交付対象市町村における平均交付額（平成24年度～28年度における交付額の合計÷当該期間中の交付回数）の10分の8相当額」 - 「平成30年度保険者努力支援制度（市町村分）の当該市町村に係る交付見込額」</u></p> <p><u>※ 8割相当額のうち2割相当額については、平成30年度保険者努力支援制度（市町村分）の成績を反映させた額（平均交付額の2割相当額に全国平均点に占める当該市町村の評価点の割合を乗じた額）とする。</u></p> <p><u>※ 過去5年度中（平成24～28年度）3回以上経営努力分の交付を受けている市町村であっても、平成30年度保険者努力支援交付金（市町村分）の当該市町村に係る交付見込額が経営努力分の交付実績（平均交付額）の8割相当額を上回る場合には、交付額が生じない。</u></p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p>(3) <u>「平成 29 年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）のうち保険者努力支援制度の前倒し分について」（平成 29 年 7 月 11 日保国発 0711 第 2 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知（以下、平成 29 年度前倒し分通知）という。）に定める評価指標に基づき、被保険者の予防・健康づくりや医療費適正化等の取組の強化を図り、保険者機能の役割を發揮していること。</u></p> <p>(交付基準額の算定方法) <u>平成 29 年度前倒し分通知に定める評価指標による評価結果に基づく、〔(体制構築加点 + 評価指標毎の加点) × 被保険者数 (退職被保険者を含む)〕により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。</u></p> <p>(4) 次の要件に該当する場合については、当面、特別な事情があることと見なすものとする。 <u>(申請の要件)</u></p> <p>① 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に要した費用があること。 「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について」（平成 21 年 1 月 20 日保国発第 0120001 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カードやパンフレット等の作成（購入）及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成やシステム開発に要した費用があること。ただし、郵送等に係る費用は除く。</p>	<p>(3) <u>「平成 30 年度保険者努力支援制度（市町村分）について」（平成 29 年 7 月 11 日保国発 0711 第 1 号）及び「平成 29 年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる国から示すべき係数について（通知）」（平成 29 年 10 月 23 日保国発 1023 第 1 号）（以下「平成 30 年度保険者努力支援制度通知（市町村分）」という。）において定める評価指標に基づき、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組を実施したこと。</u></p> <p>(交付基準額の算定方法) <u>平成 30 年度保険者努力支援制度通知（市町村分）に定める評価指標に基づく、取組状況に応じて、特別調整交付金の予算の範囲内で交付する。（平成 30 年 9 月概算交付済）</u></p> <p><u>調整基準額 = 「平成 29 年度における国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる国から示すべき係数について（通知）」（平成 29 年 12 月 25 日保国発 1225 第 1 号）（以下「確定係数通知」という。）において示した平成 30 年度保険者努力支援制度（市町村分）の交付見込額のうち、市町村分の交付額の一部として、「平成 30 年度国民健康保険保険者努力支援交付金の交付申請等について」（平成 30 年 6 月 4 日事務連絡）において示した額（所要額算出調書における算定額）を控除した額</u></p> <p>(4) 次の要件に該当する場合については、当面、特別な事情があることと見なすものとする。</p> <p>① 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に要した費用があること。 「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について」（平成 21 年 1 月 20 日保国発第 0120001 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カードやパンフレット等の作成（購入）及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成やシステム開発に要した費用があること。ただし、郵送等に係る費用は除く。</p>

平成 29 年 度

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び通知書発送後の照会・回答事務等を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合、委託に要した費用及び自庁システムの改修に要した費用があること。

(交付基準額の算定方法)

① 申請要件①に該当するもの

調整基準額 1 = 希望カード及びパンフレット等作成(購入)部数
× 希望カード及びパンフレット等作成(購入)単価

ただし、作成(購入)部数については、平成 29 年の年間平均被保険者数を限度とし、作成(購入)単価については、希望カード及びパンフレット等ともに 30 円を限度とする。

調整基準額 2 = 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成やシステム開発に要した費用及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成事務を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合の自庁システムの改修に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	3, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2 0, 0 0 0 千円

平成 30 年 度

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び通知書発送後の照会・回答事務等を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合、委託に要した費用及び自庁システムの改修に要した費用があること。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額 1 = 希望カード及びパンフレット等作成(購入)部数
× 希望カード及びパンフレット等作成(購入)単価

ただし、作成(購入)部数については、平成 30 年の年間平均被保険者数を限度とし、作成(購入)単価については、希望カード及びパンフレット等ともに 30 円を限度とする。

調整基準額 2 = 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成やシステム開発に要した費用及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成事務を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合の自庁システムの改修に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	3, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2 0, 0 0 0 千円

平成 29 年度

調整基準額 3 = 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び通知書送付後の照会・回答事務等を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合の委託に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	5 0 0 千円
1 万人未満	1, 0 0 0 千円
5 万人未満	2, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	3, 5 0 0 千円
1 0 万人以上	5, 0 0 0 千円

② 国民健康保険料（税）におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に要した費用があること。

国民健康保険料（税）の収納対策の取り組みとして、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービスの導入等に要した費用があること。

ただし、リース料、通信回線使用料、口座振替手数料、データ中継に係る費用、マルチペイメント協会等に係る年会費等の運用経費及び郵送費等を除く。

(交付基準額の算定方法)

② 申請要件②に該当するもの

調整基準額 1 = マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービス導入時の金融機関との契約に際して発生した契約料については、3, 0 0 0 千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービスの専用端末機購入費用や周知広報に係る費用等については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

平成 30 年度

調整基準額 3 = 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び通知書送付後の照会・回答事務等を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合の委託に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	5 0 0 千円
1 万人未満	1, 0 0 0 千円
5 万人未満	2, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	3, 5 0 0 千円
1 0 万人以上	5, 0 0 0 千円

② 国民健康保険料（税）におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に要した費用があること。

国民健康保険料（税）の収納対策の取り組みとして、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービスの導入等に要した費用があること。

ただし、リース料、通信回線使用料、口座振替手数料、データ中継に係る費用、マルチペイメント協会等に係る年会費等の運用経費及び郵送費等を除く。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額 1 = マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービス導入時の金融機関との契約に際して発生した契約料については、3, 0 0 0 千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービスの専用端末機購入費用や周知広報に係る費用等については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

平成 29 年 度

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	250千円
1万人未満	500千円
5万人未満	1,000千円
10万人未満	1,800千円
10万人以上	3,000千円

- ③ 国民健康保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制実施に要した費用があること。

「国民健康保険の保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制の実施について」(平成20年12月1日)厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用(対象者の抽出によるもの)、郵送費及び印刷費があること。

(交付基準額の算定方法)

③ 申請要件③に該当するもの

調整基準額＝ 対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用(対象者の抽出によるもの)、郵送費及び印刷費については、平成29年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	250千円
1万人未満	400千円
5万人未満	800千円
10万人未満	1,500千円
10万人以上	3,000千円

- ④ 非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置に係るシステム改修等に要した費用があること。

非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置に係るシステム改修費用及び周知等に要した費用があること。

平成 30 年 度

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	250千円
1万人未満	500千円
5万人未満	1,000千円
10万人未満	1,800千円
10万人以上	3,000千円

- ③ 国民健康保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制実施に要した費用があること。

「国民健康保険の保険料(税)の特別徴収と口座振替の選択制の実施について」(平成20年12月1日)厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用(対象者の抽出によるもの)、郵送費及び印刷費があること。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝ 対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用(対象者の抽出によるもの)、郵送費及び印刷費については、平成30年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	250千円
1万人未満	400千円
5万人未満	800千円
10万人未満	1,500千円
10万人以上	3,000千円

- ④ 非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置に係るシステム改修等に要した費用があること。

非自発的失業者の国民健康保険料(税)軽減措置に係るシステム改修費用及び周知等に要した費用があること。

平成 29 年 度

(交付基準額の算定方法)

④ 申請要件④に該当するもの

調整基準額＝ 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置に係るシステム改修費用及び周知等に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	5, 000 千円
1 万人未満	10, 000 千円
5 万人未満	20, 000 千円
10 万人未満	30, 000 千円
10 万人以上	60, 000 千円

- ⑤ 被扶養者であった者の国民健康保険料（税）の減免措置に要した費用があること。

「旧被扶養者」に係る条例減免について（平成 20 年 2 月 1 日）及び「被扶養者であった者の保険料軽減（条例減免）の延長に係る国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例の送付について」（平成 22 年 1 月 29 日）厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡に基づき、被用者保険の被扶養者であった者に係る国民健康保険料（税）の条例による減免措置を実施したこと。

(交付基準額の算定方法)

⑤ 申請要件⑤に該当するもの

調整基準額＝ 減免対象者に係る国民健康保険料（税）減免相当額（法定軽減額は除く）とする。

※ 減免相当額は、平成 30 年 1 月末日までに把握した減免対象者に係る保険料（税）について、平成 20 年 2 月 1 日厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡にて通知した基準（旧被扶養者の要件及び減免措置の内容）に基づき算定した額の総額とすること。ただし、実際の減免相当額が当該事務連絡の基準に基づき算定した減免相当額に満たない場合は、実際の減免相当額を調整基準額とする。

平成 30 年 度

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝ 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置に係るシステム改修費用及び周知等に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	5, 000 千円
1 万人未満	10, 000 千円
5 万人未満	20, 000 千円
10 万人未満	30, 000 千円
10 万人以上	60, 000 千円

- ⑤ 被扶養者であった者の国民健康保険料（税）の減免措置に要した費用があること。

「旧被扶養者」に係る条例減免について（平成 20 年 2 月 1 日）及び「被扶養者であった者の保険料軽減（条例減免）の延長に係る国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例の送付について」（平成 22 年 1 月 29 日）厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡に基づき、被用者保険の被扶養者であった者に係る国民健康保険料（税）の条例による減免措置を実施したこと。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝ 減免対象者に係る国民健康保険料（税）減免相当額（法定軽減額は除く。）とする。

※ 減免相当額は、平成 31 年 1 月末日までに把握した減免対象者に係る保険料（税）について、平成 20 年 2 月 1 日厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡にて通知した基準（旧被扶養者の要件及び減免措置の内容）に基づき算定した額の総額とすること。ただし、実際の減免相当額が当該事務連絡の基準に基づき算定した減免相当額に満たない場合は、実際の減免相当額を調整基準額とする。

平成 29 年 度

⑥ 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国民健康保険被保険者証等の様式変更に関する事務の取扱いについて」
 (平成 22 年 5 月 17 日) 厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。

ア 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。

イ 意思表示した内容を保護するシールの作成に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。

ウ 被保険者証等の様式変更等に要した費用、または、臓器提供意思表示シールの作成に要した費用があること。ただし、被保険者証等の作成費用は除く。

また、臓器提供意思表示シールの郵送費(他の郵送物に同封する場合は重量増加分)があること。

(交付基準額の算定方法)

⑥ 申請要件⑥に該当するもの

調整基準額 1 = 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2 0 0 千円
1 万人未満	4 0 0 千円
5 万人未満	6 0 0 千円
1 0 万人未満	8 0 0 千円
1 0 万人以上	1, 0 0 0 千円

平成 30 年 度

⑥ 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国民健康保険被保険者証等の様式変更に関する事務の取扱いについて」
 (平成 22 年 5 月 17 日) 厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。

ア 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。

イ 意思表示した内容を保護するシールの作成に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。

ウ 被保険者証等の様式変更等に要した費用、または、臓器提供意思表示シールの作成に要した費用があること。ただし、被保険者証等の作成費用は除く。

また、臓器提供意思表示シールの郵送費(他の郵送物に同封する場合は重量増加分)があること。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額 1 = 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2 0 0 千円
1 万人未満	4 0 0 千円
5 万人未満	6 0 0 千円
1 0 万人未満	8 0 0 千円
1 0 万人以上	1, 0 0 0 千円

平成 29 年 度

調整基準額 2 = 意思表示欄保護シールの作成に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2 5 0 千円
1 万人未満	5 0 0 千円
5 万人未満	1, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1, 5 0 0 千円
1 0 万人以上	2, 0 0 0 千円

調整基準額 3 = 被保険者証等の様式変更に必要な費用、又は、臓器提供意思表示シールの作成に必要な費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額 1 を上限として、実支出額を調整基準額とする。郵送費については、下記の交付限度額 2 を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額 1	交付限度額 2
5 千人未満	2 5 0 千円	4 0 0 千円
1 万人未満	5 0 0 千円	8 0 0 千円
5 万人未満	1, 0 0 0 千円	1, 2 0 0 千円
1 0 万人未満	1, 5 0 0 千円	1, 6 0 0 千円
1 0 万人以上	2, 0 0 0 千円	2, 0 0 0 千円

※ 制度周知用チラシ、保護シール、意思表示シールが一体式の場合、又は、一括調達した場合は、調整基準額 3 にまとめて計上すること。調整基準額 3 の交付限度額を超える場合には、按分してそれぞれに計上すること。

⑦ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に必要な費用があること。

「医療機関における適正受診に係る普及啓発について」（平成 22 年 4 月 26 日）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、医

平成 30 年 度

調整基準額 2 = 意思表示欄保護シールの作成に必要な費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2 5 0 千円
1 万人未満	5 0 0 千円
5 万人未満	1, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1, 5 0 0 千円
1 0 万人以上	2, 0 0 0 千円

調整基準額 3 = 被保険者証等の様式変更に必要な費用、又は、臓器提供意思表示シールの作成に必要な費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額 1 を上限として、実支出額を調整基準額とする。郵送費については、下記の交付限度額 2 を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額 1	交付限度額 2
5 千人未満	2 5 0 千円	4 0 0 千円
1 万人未満	5 0 0 千円	8 0 0 千円
5 万人未満	1, 0 0 0 千円	1, 2 0 0 千円
1 0 万人未満	1, 5 0 0 千円	1, 6 0 0 千円
1 0 万人以上	2, 0 0 0 千円	2, 0 0 0 千円

※ 制度周知用チラシ、保護シール、意思表示シールが一体式の場合、又は、一括調達した場合は、調整基準額 3 にまとめて計上すること。調整基準額 3 の交付限度額を超える場合には、按分してそれぞれに計上すること。

⑦ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に必要な費用があること。

「医療機関における適正受診に係る普及啓発について」（平成 22 年 4 月 26 日）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、医

平成 29 年 度

療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。
ただし、郵送費は除く。

(交付基準額の算定方法)

⑦ 申請要件⑦に該当するもの

調整基準額＝ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	5 0 0 千円
1 万人未満	1, 0 0 0 千円
5 万人未満	1, 5 0 0 千円
1 0 万人未満	2, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2, 5 0 0 千円

⑧ 全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に対し療養費の支給を行ったことによる財政負担があること。

「全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者の資格喪失等の取扱いについて」（平成 22 年 9 月 13 日保保発 0913 第 2 号、保国発 0913 第 1 号、年管管発 0913 第 1 号）厚生労働省保険局保険課長、保険局国民健康保険課長、年金局事業管理課長通知に基づき、無資格加入者に対して支給した療養費の支給総額と無資格加入者に遡及して賦課（課税）する医療分保険料（税）総額に差額があること。

(交付基準額の算定方法)

⑧ 申請要件⑧に該当するもの

調整基準額＝ 無資格加入者の療養費の支給総額 － 無資格加入者に遡及して賦課（課税）する医療分保険料（税）総額

平成 30 年 度

療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。
ただし、郵送費は除く。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	5 0 0 千円
1 万人未満	1, 0 0 0 千円
5 万人未満	1, 5 0 0 千円
1 0 万人未満	2, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2, 5 0 0 千円

⑧ 全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に対し療養費の支給を行ったことによる財政負担があること。

「全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者の資格喪失等の取扱いについて」（平成 22 年 9 月 13 日保保発 0913 第 2 号、保国発 0913 第 1 号、年管管発 0913 第 1 号）厚生労働省保険局保険課長、保険局国民健康保険課長、年金局事業管理課長通知に基づき、無資格加入者に対して支給した療養費の支給総額と無資格加入者に遡及して賦課（課税）する医療分保険料（税）総額に差額があること。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝ 無資格加入者の療養費の支給総額 － 無資格加入者に遡及して賦課（課税）する医療分保険料（税）総額

平成 29 年 度	平成 30 年 度
<p>⑨ 退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多大であること。 平成 28 年度前期高齢者交付金等の額（前期高齢者交付金と療養給付費等交付金の合計額。以下同じ。）が、平成 19 年度療養給付費等交付金の額を下回っており、かつ、平成 28 年度において、被保険者一人当たり基準総所得金額が全国平均を下回っていること。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>⑨ 申請要件⑨に該当するもの 調整基準額＝（平成 19 年度療養給付費等交付金 － 平成 28 年度前期高齢者交付金等）× 1 / 2</p> <p>⑩ 20 歳未満の被保険者が多いことによる財政影響があること。 <u>平成 27 年度において 20 歳未満の被保険者の加入率が全国平均を上回っており、かつ、平成 27 年度の被保険者一人当たり基準総所得金額が大幅に低いこと。</u></p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>⑩ 申請要件⑩に該当するもの 調整基準額＝ <u>全国平均を超える子どもの数 × 全国平均の一人当たり応能保険料</u></p> <p>⑪ 制度改正等によるシステム改修等に要した費用があること。 制度改正等によるシステム改修等に要した費用について、以下のア～ケの合算額を交付する。</p> <p><u>ア 外国人の取扱い変更に伴う改修 出入国管理及び難民認定法、住民基本台帳法の改正に伴う外国人の取扱い変更に係るシステム改修に要した費用があること。</u></p> <p><u>イ 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴う改修等 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</u></p>	<p>⑨ 退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多大であること。 平成 29 年度前期高齢者交付金等の額（前期高齢者交付金と療養給付費等交付金の合計額。以下同じ。）が、平成 19 年度療養給付費等交付金の額を下回っており、かつ、平成 29 年度において、被保険者一人当たり基準総所得金額が全国平均を下回っていること。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>調整基準額＝（平成 19 年度療養給付費等交付金 － 平成 29 年度前期高齢者交付金等）× 1 / 2</p> <p>(都道府県メニューへ移行)</p> <p>⑩ 制度改正等によるシステム改修等に要した費用があること。 制度改正等によるシステム改修等に要した費用について、以下のアからコまでの合算額を交付する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>ア 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴う改修等 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</u></p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p><u>ウ</u> 特定世帯及び特定継続世帯の取扱い変更に伴う改修 特定世帯及び特定継続世帯の取扱い変更に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>エ</u> 国民健康保険料(税)に係る延滞金の取扱い変更に伴う改修 国民健康保険料(税)に係る延滞金の取扱い変更に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>オ</u> 低所得者に係る国民健康保険料(税)軽減及び保険者支援の拡充に伴う改修等 低所得者に係る国民健康保険料(税)軽減及び保険者支援の拡充に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること</p> <p><u>カ</u> 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直しに伴う改修等 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>キ</u> 70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直しに伴う改修等 70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>ク</u> 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴う改修等 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>ケ</u> 70歳以上の高額療養費の見直しに伴う改修費 平成29年8月から実施される70歳以上の高額療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p>(新規)</p>	<p><u>イ</u> 特定世帯及び特定継続世帯の取扱い変更に伴う改修 特定世帯及び特定継続世帯の取扱い変更に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>ウ</u> 国民健康保険料(税)に係る延滞金の取扱い変更に伴う改修 国民健康保険料(税)に係る延滞金の取扱い変更に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>エ</u> 低所得者に係る国民健康保険料(税)軽減及び保険者支援の拡充に伴う改修等 低所得者に係る国民健康保険料(税)軽減及び保険者支援の拡充に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること</p> <p><u>オ</u> 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直しに伴う改修等 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>カ</u> 70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直しに伴う改修等 70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>キ</u> 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴う改修等 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>ク</u> 70歳以上の高額療養費の見直しに伴う改修費 平成29年8月から実施された70歳以上の高額療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</p> <p><u>ケ</u> 70歳以上の高額療養費の見直しに伴う改修費 <u>平成30年8月から実施された70歳以上の高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。</u></p>

平成 29 年 度

(新規)

(交付基準額の算定方法)

① 申請要件①に該当するもの

調整基準額 1 = 外国人の取扱い変更に係るシステム改修に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	3, 0 0 0 千円
1 万人未満	6, 0 0 0 千円
5 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	2 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	4 0, 0 0 0 千円

調整基準額 2 = 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴うシステム改修や周知広報に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	3, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2 0, 0 0 0 千円

平成 30 年 度

コ 平成 30 年度の国保制度改革（都道府県単位化）に伴う国保事業報告システム（療養給付費負担金・財政調整交付金システム機能）の改修

平成 30 年度の国保制度改革（都道府県単位化）に伴う国保事業報告システム（療養給付費負担金・財政調整交付金システム機能）の改修に要した費用があること。

(交付基準額の算定方法)

(削除)

調整基準額 1 = 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴うシステム改修や周知広報に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	3, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2 0, 0 0 0 千円

平成 29 年 度

調整基準額 3 = 特定世帯及び特定継続世帯の取扱い変更に伴うシステム改修や周知広報に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	2, 500千円
1万人未満	3, 000千円
5万人未満	6, 000千円
10万人未満	10, 000千円
10万人以上	20, 000千円

調整基準額 4 = 国民健康保険料(税)の延滞金の取扱い変更に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1, 500千円
1万人未満	2, 500千円
5万人未満	4, 000千円
10万人未満	7, 500千円
10万人以上	10, 000千円

調整基準額 5 = 低所得者に係る国民健康保険料(税)軽減及び保険者支援の拡充に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

平成 30 年 度

調整基準額 2 = 特定世帯及び特定継続世帯の取扱い変更に伴うシステム改修や周知広報に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	2, 500千円
1万人未満	3, 000千円
5万人未満	6, 000千円
10万人未満	10, 000千円
10万人以上	20, 000千円

調整基準額 3 = 国民健康保険料(税)の延滞金の取扱い変更に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1, 500千円
1万人未満	2, 500千円
5万人未満	4, 000千円
10万人未満	7, 500千円
10万人以上	10, 000千円

調整基準額 4 = 低所得者に係る国民健康保険料(税)軽減及び保険者支援の拡充に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

平成 2 9 年 度

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	2,500千円
1万人未満	3,000千円
5万人未満	6,000千円
10万人未満	10,000千円
10万人以上	20,000千円

調整基準額6 = 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成29年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1,500千円
1万人未満	2,500千円
5万人未満	4,000千円
10万人未満	7,500千円
10万人以上	10,000千円

調整基準額7 = 70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成29年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	3,000千円
1万人未満	6,000千円
5万人未満	10,000千円
10万人未満	20,000千円
10万人以上	40,000千円

平成 3 0 年 度

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	2,500千円
1万人未満	3,000千円
5万人未満	6,000千円
10万人未満	10,000千円
10万人以上	20,000千円

調整基準額5 = 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成30年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1,500千円
1万人未満	2,500千円
5万人未満	4,000千円
10万人未満	7,500千円
10万人以上	10,000千円

調整基準額6 = 70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱いの見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成30年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	3,000千円
1万人未満	6,000千円
5万人未満	10,000千円
10万人未満	20,000千円
10万人以上	40,000千円

平成 29 年 度

調整基準額 8 = 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	5,000千円
1万人未満	10,000千円
5万人未満	20,000千円
10万人未満	30,000千円
10万人以上	60,000千円

調整基準額 9 = 70歳以上の高額療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	5,000千円
1万人未満	10,000千円
5万人未満	20,000千円
10万人未満	30,000千円
10万人以上	60,000千円

(新規)

平成 30 年 度

調整基準額 7 = 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	5,000千円
1万人未満	10,000千円
5万人未満	20,000千円
10万人未満	30,000千円
10万人以上	60,000千円

調整基準額 8 = 70歳以上の高額療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。(平成 29 年 8 月実施分)

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	5,000千円
1万人未満	10,000千円
5万人未満	20,000千円
10万人未満	30,000千円
10万人以上	60,000千円

調整基準額 9 = 70歳以上の高額療養費及び高額介護合算療養費の見直しに伴うシステム改修及び周知広報に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。(平成 30 年 8 月実施分)

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度													
<p>(新規)</p> <p>⑫ 国民健康保険の財政負担となる影響額等があること。 前年度の財政調整交付金において、申請誤り等により国民健康保険の財政負担となる影響額があること。 なお、当該メニューで交付を受けた場合、今後、過大交付が判明した際に相殺ができないので留意すること。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>⑫ <u>申請要件⑫に該当するもの</u> 調整基準額＝ 前年度の財政調整交付金において、申請誤り等により国民健康保険の財政負担となる影響額の原則として8/10以内の額</p> <p>⑬ 東日本大震災による財政負担増があること。 東日本大震災による財政負担増について、以下のアから<u>ク</u>の合算額を交付する。</p> <p>ア 保険料（税）減免の措置に対する財政支援 平成 29 年度国民健康保険災害臨時特例補助金の交付の対象となる保険料（税）減免措置があること。</p> <p>イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援 平成 29 年度国民健康保険災害臨時特例補助金の交付の対象となる一部負担金免除措置があること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間平均被保険者数</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 千人未満</td> <td>5, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>1 万人未満</td> <td>1 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>5 万人未満</td> <td>2 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>1 0 万人未満</td> <td>3 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>1 0 万人以上</td> <td>6 0, 0 0 0 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年間平均被保険者数	交付限度額	5 千人未満	5, 0 0 0 千円	1 万人未満	1 0, 0 0 0 千円	5 万人未満	2 0, 0 0 0 千円	1 0 万人未満	3 0, 0 0 0 千円	1 0 万人以上	6 0, 0 0 0 千円	<p><u>調整基準額 10 = 国保事業報告システム（療養給付費負担金・財政調整交付金システム機能）の改修に要した費用に対する交付限度額は、270 千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。</u></p> <p>⑪ 国民健康保険の財政負担となる影響額等があること。 前年度の財政調整交付金において、申請誤り等により国民健康保険の財政負担となる影響額があること。 なお、当該メニューで交付を受けた場合、今後、過大交付が判明した際に相殺ができないので留意すること。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>調整基準額＝ 前年度の財政調整交付金において、申請誤り等により国民健康保険の財政負担となる影響額の原則として8/10以内の額</p> <p>⑫ 東日本大震災による財政負担増があること。 東日本大震災による財政負担増について、以下のアから<u>キ</u>までの合算額を交付する。</p> <p>ア 保険料（税）減免の措置に対する財政支援 平成 30 年度国民健康保険災害臨時特例補助金の交付の対象となる保険料（税）減免措置があること。</p> <p>イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援 平成 30 年度国民健康保険災害臨時特例補助金の交付の対象となる一部負担金免除措置があること。</p>
	年間平均被保険者数	交付限度額												
	5 千人未満	5, 0 0 0 千円												
	1 万人未満	1 0, 0 0 0 千円												
	5 万人未満	2 0, 0 0 0 千円												
	1 0 万人未満	3 0, 0 0 0 千円												
1 0 万人以上	6 0, 0 0 0 千円													

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p>ウ 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援 地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 120 号）附則第 55 条及び附則第 55 条の 2 により固定資産税の課税免除を実施したこと。</p> <p>エ 平成 <u>24</u> 年度災害臨時特例補助金等の財政補填不足分への財政支援 <u>平成 24 年度災害臨時特例補助金及び平成 24 年度特別調整交付金並びに</u>平成 25 年度災害臨時特例補助金及び平成 25 年度特別調整交付金並びに平成 26 年度災害臨時特例補助金及び平成 26 年度特別調整交付金並びに平成 27 年度災害臨時特例補助金及び平成 27 年度特別調整交付金並びに平成 28 年度災害臨時特例補助金及び平成 28 年度特別調整交付金の交付対象事業であったが、交付申請後に減免を行ったこと等により財政補填を受けていないこと。</p> <p>オ 東日本大震災により被災した被保険者に対する免除証明書の交付に係る財政支援 被災した被保険者に対する免除証明書の交付に要した費用（郵送費等を含む。）があること。</p> <p>カ 東日本大震災による被災地域（避難指示等対象地域を除く）における被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の平成 <u>29</u> 年 1 月から 3 月分に対する財政支援 「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等・<u>旧居住制限区域等</u>の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 <u>29</u> 年 2 月 <u>17</u> 日）厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡の「1 (<u>4</u>)」に該当する一部負担金の免除及び保険料（税）の減免があること。（算定省令第 6 条第 1 号又は<u>第 4 号</u>を申請する場合を除く）</p>	<p>ウ 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援 地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 120 号）附則第 55 条及び附則第 55 条の 2 により固定資産税の課税免除を実施したこと。</p> <p>エ 平成 <u>25</u> 年度災害臨時特例補助金等の財政補填不足分への財政支援 平成 25 年度災害臨時特例補助金及び平成 25 年度特別調整交付金並びに平成 26 年度災害臨時特例補助金及び平成 26 年度特別調整交付金並びに平成 27 年度災害臨時特例補助金及び平成 27 年度特別調整交付金並びに平成 28 年度災害臨時特例補助金及び平成 28 年度特別調整交付金<u>並びに平成 29 年度災害臨時特例補助金及び平成 29 年度特別調整交付金</u>の交付対象事業であったが、交付申請後に減免を行ったこと等により財政補填を受けていないこと。</p> <p>オ 東日本大震災により被災した被保険者に対する免除証明書の交付に係る財政支援 被災した被保険者に対する免除証明書の交付に要した費用（郵送費等を含む。）があること。</p> <p>カ 東日本大震災による被災地域（避難指示等対象地域を除く）における被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の平成 <u>30</u> 年 1 月から 3 月分に対する財政支援 「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成 <u>30</u> 年 2 月 <u>5</u> 日）厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡の「1 (<u>3</u>)」に該当する一部負担金の免除及び保険料（税）の減免があること。（算定省令第 6 条第 1 号<u>イ</u>又は<u>ニ</u>を申請する場合を除く。）</p>

平成 29 年 度	平成 30 年 度
<p>キ 東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援 岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の保険者において、東日本大震災による医療給付費の負担増加額が、平成 29 年度調整対象需要額の 3 % 以上であること若しくは前年度交付実績があること。</p>	<p>キ 東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援 岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の保険者において、東日本大震災による医療給付費の負担増加額が、平成 30 年度市町村調整対象需要額の 3 % 以上であること若しくは前年度交付実績があること。</p>
<p>負担増加 平成 29 年医療費の増加に伴う医療給付費の負担増加額 (※1) = _____ 割 合 平成 29 年度調整対象需要額 (※2)</p>	<p>負担増加 平成 30 年医療費の増加に伴う医療給付費の負担増加額 (※1) = _____ 割 合 平成 30 年度市町村調整対象需要額 (※2)</p>
<p>(※1) 東日本大震災の影響を除いた場合の (平成 29 年一人当たり医療給付費 - 平成 29 年一人当たり医療給付費)</p>	<p>(※1) 東日本大震災の影響を除いた場合の (平成 30 年一人当たり医療給付費 - 平成 30 年一人当たり医療給付費)</p>
<p>× 平成 29 年平均一般被保険者数 × 1 / 2 = 医療費の増加に伴う医療給付費の負担増加額 (東日本大震災後の平成 23 年平均一般被保険者数を限度とする。)</p>	<p>× 平成 30 年平均一般被保険者数 × 1 / 2 = 医療費の増加に伴う医療給付費の負担増加額 (東日本大震災後の平成 23 年平均一般被保険者数を限度とする。)</p>
<p>(※2) 東日本大震災の影響を除いた場合の平成 29 年一人当たり医療給付費の算出方法 平成 22 年全国平均の一人当たり医療給付費 × (1 + 平成 21 年から平成 28 年の特定被災区域県を除いた全国一人当たり医療給付費の伸び率の幾何平均)⁷ × 東日本大震災前の医療給付費の対全国指数</p>	<p>(※2) 東日本大震災の影響を除いた場合の平成 30 年一人当たり医療給付費の算出方法 平成 22 年全国平均の一人当たり医療給付費 × (1 + 平成 21 年から平成 29 年の特定被災区域県を除いた全国一人当たり医療給付費の伸び率の幾何平均)⁸ × 東日本大震災前の医療給付費の対全国指数</p>
<p>なお、当該施策による交付額については、普通調整交付金の算定における調整対象需要額から控除すること。</p>	<p>なお、当該施策による交付額については、<u>都道府県</u>の普通調整交付金の算定における調整対象需要額から控除すること。</p>
<p>(交付基準額の算定方法) ア 保険料 (税) 減免の措置に対する財政支援 I 東京電力福島第一原子力発電所事故 (以下「東電福島原発事故」という。) による避難指示区域等 (注) の納付義務者 (指示があった日以降に他市町村 (特別区を含む。) へ転出した者を含む。) について、条例に基づいて保険料 (税) 減免を行った場合</p>	<p>(交付基準額の算定方法) ア 保険料 (税) 減免の措置に対する財政支援 I 東京電力福島第一原子力発電所事故 (以下「東電福島原発事故」という。) による避難指示区域等 (注) の納付義務者 (指示があった日以降に他市町村 (特別区を含む。) へ転出した者を含む。) について、条例に基づいて保険料 (税) 減免を行った場合</p>

平成 29 年 度	平成 30 年 度
<p>調整基準額 1 = 保険料（税）減免総額の 10 分の 4 相当額 ※ 「保険料（税）減免総額の 10 分の 4 相当額」 = 「平成 29 年度国民健康保険災害臨時特例補助金（以下「特例補助金」という。）の交付算定額の算定の基になった保険料（税）減免総額（10 分の 10）」 - 「保険料（税）減免に係る特例補助金の交付決定額（10 分の 6）」</p> <p>イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援 II 東電福島原発事故による避難指示区域等（注）の被保険者（指示があった日以降に他市町村（特別区を含む。）へ転出した者を含む。）に係る一部負担金免除を行った場合</p> <p>調整基準額 2 = 一部負担金免除総額の 10 分の 4 相当額 ※ 「一部負担金免除総額の 10 分の 4 相当額」 = 「特例補助金の交付算定額の算出の基になった一部負担金免除総額（10 分の 10）」 - 「一部負担金免除に係る特例補助金の交付決定額（10 分の 6）」</p> <p>ウ 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援 III 東電福島原発事故による避難指示区域等（注）の保険者が固定資産税の課税免除を行った場合</p> <p>調整基準額 3 = 固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額（※ 1）の 2 分の 1 相当額（※ 2） （※ 1）「固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額」とは、次の算式により得た額とする。ただし、実際に国民健康保険料（税）収入が減少した場合のみ対象とする。</p>	<p>調整基準額 1 = 保険料（税）減免総額の 10 分の 4 相当額 ※ 「保険料（税）減免総額の 10 分の 4 相当額」 = 「平成 30 年度国民健康保険災害臨時特例補助金（以下「特例補助金」という。）の交付算定額の算定の基になった保険料（税）減免総額（10 分の 10）」 - 「保険料（税）減免に係る特例補助金の交付決定額（10 分の 6）」</p> <p>イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援 II 東電福島原発事故による避難指示区域等（注）の被保険者（指示があった日以降に他市町村（特別区を含む。）へ転出した者を含む。）に係る一部負担金免除を行った場合</p> <p>調整基準額 2 = 一部負担金免除総額の 10 分の 4 相当額 ※ 「一部負担金免除総額の 10 分の 4 相当額」 = 「特例補助金の交付算定額の算出の基になった一部負担金免除総額（10 分の 10）」 - 「一部負担金免除に係る特例補助金の交付決定額（10 分の 6）」</p> <p>ウ 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援 III 東電福島原発事故による避難指示区域等（注）の保険者が固定資産税の課税免除を行った場合</p> <p>調整基準額 3 = 固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額（※ 1）の 2 分の 1 相当額（※ 2） （※ 1）「固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額」とは、次の算式により得た額とする。ただし、実際に国民健康保険料（税）収入が減少した場合のみ対象とする。</p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p style="text-align: center;"> 地方税法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 120 号) に による固定資産税の課税免除を 行わなかった場合の資産割保険 料 (税) 算定額 - 地方税法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 120 号) に による平成 <u>29</u> 年度本算定時におけ る資産割保険料 (税) 算定額 </p>	<p style="text-align: center;"> 地方税法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 120 号) に による固定資産税の課税免除を 行わなかった場合の資産割保険 料 (税) 算定額 - 地方税法の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 120 号) に による平成 <u>30</u> 年度本算定時におけ る資産割保険料 (税) 算定額 </p>
<p>(※ 2) 「固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料 (税) 算定額の減少額 (※ 1) の 2 分の 1 相当額」 = 「特例補助金の交付算定額の算出の基になった固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料 (税) 算定額の減少額 (2 分の 2)」 - 「固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料 (税) 収入の減少に対する財政支援に係る特例補助金の交付決定額 (2 分の 1)」</p> <p>エ 平成 <u>24</u> 年度災害臨時特例補助金等の財政補填不足への財政支援</p> <p>調整基準額 4 = <u>平成 24 年度災害臨時特例補助金及び平成 24 年度特別調整交付金並びに平成 25 年度災害臨時特例補助金及び平成 25 年度特別調整交付金並びに平成 26 年度災害臨時特例補助金及び平成 26 年度特別調整交付金並びに平成 27 年度災害臨時特例補助金及び平成 27 年度特別調整交付金並びに平成 28 年度災害臨時特例補助金及び平成 28 年度特別調整交付金の交付対象であり、財政補填を受けていない交付対象費用の 10 分の 10 以内の額</u></p> <p>※ 交付対象費用については、保険料 (税) 減免額 (医療分、後期分、介護分)、一部負担金免除額、<u>標準負担額免除額</u>、固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料 (税) 収入の減少に伴う財政負担増額とする。</p>	<p>(※ 2) 「固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料 (税) 算定額の減少額 (※ 1) の 2 分の 1 相当額」 = 「特例補助金の交付算定額の算出の基になった固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料 (税) 算定額の減少額 (2 分の 2)」 - 「固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料 (税) 収入の減少に対する財政支援に係る特例補助金の交付決定額 (2 分の 1)」</p> <p>エ 平成 <u>25</u> 年度災害臨時特例補助金等の財政補填不足への財政支援</p> <p>調整基準額 4 = <u>平成 25 年度災害臨時特例補助金及び平成 25 年度特別調整交付金並びに平成 26 年度災害臨時特例補助金及び平成 26 年度特別調整交付金並びに平成 27 年度災害臨時特例補助金及び平成 27 年度特別調整交付金並びに平成 28 年度災害臨時特例補助金及び平成 28 年度特別調整交付金並びに平成 29 年度災害臨時特例補助金及び平成 29 年度特別調整交付金</u>の交付対象であり、財政補填を受けていない交付対象費用の 10 分の 10 以内の額</p> <p>※ 交付対象費用については、保険料 (税) 減免額 (医療分、後期分、介護分)、一部負担金免除額、固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料 (税) 収入の減少に伴う財政負担増額とする。</p>

平成 2 9 年 度

オ 東日本大震災により被災した被保険者に対する免除証明書の交付に係る財政支援

調整基準額 5 = 免除証明書の交付に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	4, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	8, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	1 0, 0 0 0 千円

カ 東日本大震災による被災地域（避難指示等対象地域を除く）における被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の平成 29 年 1 月から 3 月分に対する財政支援

調整基準額 6 = 保険料（税）減免総額の 10 分の 8 相当額

調整基準額 7 = 一部負担金免除総額の 10 分の 8 相当額

キ 東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援

調整基準額 8 = 岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の保険者について、

医療給付費の負担増加割合が 3 % 以上の場合、負担増加額の 10 分の 8 以内の額と平成 27 年度交付額の 10 分の 6 以内の額を比較し、高い額とする。

医療給付費の負担増加割合が 3 % 未満の場合、27 年度交付額の 10 分の 6 以内の額とする

(注) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）

平成 3 0 年 度

オ 東日本大震災により被災した被保険者に対する免除証明書の交付に係る財政支援

調整基準額 5 = 免除証明書の交付に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	4, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	8, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	1 0, 0 0 0 千円

カ 東日本大震災による被災地域（避難指示等対象地域を除く。）における被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免の平成 30 年 1 月から 3 月分に対する財政支援

調整基準額 6 = 保険料（税）減免総額の 10 分の 8 相当額

調整基準額 7 = 一部負担金免除総額の 10 分の 8 相当額

キ 東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援

調整基準額 8 = 岩手県、宮城県及び福島県の特定被災区域の保険者について、

医療給付費の負担増加割合が 3 % 以上の場合、負担増加額の 10 分の 8 以内の額と平成 27 年度交付額の 10 分の 4 以内の額を比較し、高い額とする。

医療給付費の負担増加割合が 3 % 未満の場合、27 年度交付額の 10 分の 4 以内の額とする

(注) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p>に指定された地域。ただし、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域<u>及び平成 29 年 10 月 1 日以降については</u>、平成 28 年度及び平成 29 年 <u>4 月 1 日 0 時</u>に指定が解除された旧居住制限区域等の住居に居住していた世帯で、平成 <u>28</u> 年の<u>国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）</u> 第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯の国保被保険者を除く。</p> <p><u>⑭</u> 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に要した費用があること。 「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」（平成 24 年 3 月 12 日保医発 0312 第 1 号、保保発 0312 第 1 号、保国発 0312 第 1 号、保高発 0312 第 1 号）厚生労働省保険局医療課長、保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長通知に基づき、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に委託した場合を含む。）及び保険適用外の施術についての周知広報（パンフレット等作成費用）に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。</p> <p>(交付基準額の算定方法) <u>⑭</u> <u>申請要件⑭に該当するもの</u> 調整基準額 1 = 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に委託した場合を含む）費用については、平成 <u>29</u> 年の年間被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。</p>	<p>に指定された地域。ただし、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成 28 年度及び平成 29 年<u>度</u>に指定が解除された旧居住制限区域等の住居に居住していた世帯で、平成 <u>29</u> 年の施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯の国保被保険者を除く。</p> <p><u>⑬</u> 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に要した費用があること。 「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」（平成 24 年 3 月 12 日保医発 0312 第 1 号、保保発 0312 第 1 号、保国発 0312 第 1 号、保高発 0312 第 1 号）厚生労働省保険局医療課長、保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長通知に基づき、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に委託した場合を含む。）及び保険適用外の施術についての周知広報（パンフレット等作成費用）に要した費用があること。ただし、郵送費は除く。</p> <p>(交付基準額の算定方法) 調整基準額 1 = 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に委託した場合を含む）費用については、平成 <u>30</u> 年の年間被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。</p>

平成 2 9 年 度

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	2,000千円
10万人未満	3,500千円
10万人以上	5,000千円

調整基準額2 = 保険適用外の施術に関するパンフレット等作成費用については、平成 29年の年間被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	1,500千円
10万人未満	2,000千円
10万人以上	2,500千円

⑮ 住民基本台帳法等の改正に伴う外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知及び保険料（税）収納対策の実施に要した費用があること。

住民基本台帳法等の改正に伴う外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知広報（パンフレット等作成費用、翻訳費用等）に要した費用があること。

また、外国人被保険者に対する保険料（税）収納対策を実施するため、外国人被保険者に対する保険料（税）収納業務（戸別訪問、電話督促等）を民間会社に委託した費用があること。

（交付基準額の算定方法）

⑮ 申請要件⑮に該当するもの

調整基準額1 = 周知広報（パンフレット等作成費用、翻訳費用等）に要した費用。

平成 3 0 年 度

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	2,000千円
10万人未満	3,500千円
10万人以上	5,000千円

調整基準額2 = 保険適用外の施術に関するパンフレット等作成費用については、平成 30年の年間被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	1,500千円
10万人未満	2,000千円
10万人以上	2,500千円

⑭ 住民基本台帳法等の改正に伴う外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知及び保険料（税）収納対策の実施に要した費用があること。

住民基本台帳法等の改正に伴う外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知広報（パンフレット等作成費用、翻訳費用等）に要した費用があること。

また、外国人被保険者に対する保険料（税）収納対策を実施するため、外国人被保険者に対する保険料（税）収納業務（戸別訪問、電話督促等）を民間会社に委託した費用があること。

（交付基準額の算定方法）

調整基準額1 = 周知広報（パンフレット等作成費用、翻訳費用等）に要した費用。

平成 29 年 度

ただし、周知広報に要した費用に対する交付限度額は、300千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = 外国人被保険者に対する保険料（税）収納業務（戸別訪問、電話督促等）を民間会社に委託した費用については、平成 29 年の年間平均対象被保険者（外国人被保険者）数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
2千人未満	1,500千円
5千人未満	3,000千円
1万人未満	7,500千円
1万人以上	10,000千円

- ⑩ 海外療養費の不正請求対策等に要した費用があること。
「海外療養費の不正請求対策等について」（平成 25 年 12 月 6 日保国発 1206 第 1 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、ポスターやリーフレット、ホームページ等での周知・広報及び海外療養費の支給申請に対する審査業務等（翻訳業務や海外の医療機関等に対する照会業務）を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合、委託に要した費用があること。

(交付基準額の算定方法)

⑩ 申請要件⑩に該当するもの

調整基準額 1 = 周知広報（ポスターやリーフレット等作成費用、ホームページ等）に要した費用。
ただし、周知広報に要した費用に対する交付限度額は、300千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = 海外療養費の支給申請に対する審査業務等（翻訳業務や海外の医療機関等に対する照会業務）を都道

平成 30 年 度

ただし、周知広報に要した費用に対する交付限度額は、300千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = 外国人被保険者に対する保険料（税）収納業務（戸別訪問、電話督促等）を民間会社に委託した費用については、平成 30 年の年間平均対象被保険者（外国人被保険者）数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
2千人未満	1,500千円
5千人未満	3,000千円
1万人未満	7,500千円
1万人以上	10,000千円

- ⑪ 海外療養費の不正請求対策等に要した費用があること。
「海外療養費の不正請求対策等について」（平成 25 年 12 月 6 日保国発 1206 第 1 号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、ポスターやリーフレット、ホームページ等での周知・広報及び海外療養費の支給申請に対する審査業務等（翻訳業務や海外の医療機関等に対する照会業務）を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合、委託に要した費用があること。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額 1 = 周知広報（ポスターやリーフレット等作成費用、ホームページ等）に要した費用。
ただし、周知広報に要した費用に対する交付限度額は、300千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = 海外療養費の支給申請に対する審査業務等（翻訳業務や海外の医療機関等に対する照会業務）を都道

平成 29 年 度

府県国民健康保険団体連合会等に委託した場合、その委託に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1,500千円
1万人未満	3,000千円
5万人未満	5,000千円
10万人未満	7,500千円
10万人以上	10,000千円

⑰ 国保データベース（KDB）システム等を活用したデータ作成に要した費用があること。

国保データベース（KDB）システム等を活用したデータ作成を都道府県国民健康保険団体連合会等に委託した場合、委託に要した費用があること。

(交付基準額の算定方法)

⑰ 申請要件⑰に該当するもの

調整基準額＝ 国保データベース（KDB）システム等を活用したデータ作成を都道府県国民健康保険団体連合会等に委託した場合、委託に要した費用については、平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	45千円
1万人未満	90千円
5万人未満	450千円
10万人未満	900千円
10万人以上	8,000千円

平成 30 年 度

府県国民健康保険団体連合会等に委託した場合、その委託に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1,500千円
1万人未満	3,000千円
5万人未満	5,000千円
10万人未満	7,500千円
10万人以上	10,000千円

⑰ 国保データベース（KDB）システム等を活用したデータ作成に要した費用があること。

国保データベース（KDB）システム等を活用したデータ作成を都道府県国民健康保険団体連合会等に委託した場合、委託に要した費用があること。

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝ 国保データベース（KDB）システム等を活用したデータ作成を都道府県国民健康保険団体連合会等に委託した場合、委託に要した費用については、平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	45千円
1万人未満	90千円
5万人未満	450千円
10万人未満	900千円
10万人以上	8,000千円

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p>⑱ 保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政負担増があること。 保険医療機関の診療報酬の不正請求に対して、債権の回収に努めたが破産等により回収が事実上困難又は不可能となり、やむを得ず不納欠損した医療給付費の割合が、平成 29 年度調整対象需要額の 1 % 以上であること。 ただし、保険医療機関の診療報酬の不正請求が判明してから破産等に至るまでの間、債権回収ができる状況にありながらその回収努力を行わずに不納欠損した場合は除く。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>⑱ 申請要件⑱に該当するもの 調整基準額 = 不納欠損した医療給付費の 1 / 2 以内の額</p> <p>⑲ 未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響があること。 平成 27 年度において未就学児の被保険者の加入率が全国平均を上回っており、かつ、平成 27 年度の被保険者一人当たり基準総所得金額が大幅に低いこと。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>⑲ 申請要件⑲に該当するもの 調整基準額 = 全国平均を超える未就学児の数 × 全国平均の未就学児医療費 × 1 / 2 × 8 / 10</p> <p>⑳ 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に要した費用があること。 「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」 (平成 27 年 12 月 3 日保国発 1203 第 1 号) 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、世帯主等による被害届の届出の義務等に係る周知・広報 (小冊子やホームページ掲載等) に要した費用があること。</p>	<p>⑰ 保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政負担増があること。 保険医療機関の診療報酬の不正請求に対して、債権の回収に努めたが破産等により回収が事実上困難又は不可能となり、やむを得ず不納欠損した医療給付費の割合が、平成 30 年度市町村調整対象需要額の 1 % 以上であること。 ただし、保険医療機関の診療報酬の不正請求が判明してから破産等に至るまでの間、債権回収ができる状況にありながらその回収努力を行わずに不納欠損した場合は除く。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>調整基準額 = 不納欠損した医療給付費の 1 / 2 以内の額</p> <p>⑱ 未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響があること。 平成 28 年度において未就学児の被保険者の加入率が全国平均を上回っており、かつ、平成 28 年度の被保険者一人当たり基準総所得金額が大幅に低いこと。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>調整基準額 = 全国平均を超える未就学児の数 × 全国平均の未就学児医療費 × 1 / 2 × 8 / 10</p> <p>⑲ 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に要した費用があること。 「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」 (平成 27 年 12 月 3 日保国発 1203 第 1 号) 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、世帯主等による被害届の届出の義務等に係る周知・広報 (小冊子やホームページ掲載等) に要した費用があること。</p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p>(交付基準額の算定方法)</p> <p><u>㊴ 申請要件㊴に該当するもの</u> 調整基準額＝ 周知広報（小冊子、ホームページ掲載等）に要した費用。 ただし、周知広報に要した費用に対する交付限度額は、300千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。</p> <p><u>㊵ 平成28年熊本地震による財政負担増があること。</u> 平成28年熊本地震による財政負担増について、以下のア～ウの合算額を交付する。 ただし、当該申請を行った場合には、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」第6条第1号及び第4号の申請はできないものとする</p> <p><u>ア 保険料（税）減免の措置に対する財政支援</u> 「平成28年熊本地震により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて（平成29年2月9日厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡。以下「平成29年2月9日事務連絡」という。）及び「平成28年熊本地震により被災した国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金及び保険料（税）の減免の要件等に関する取扱いについて」（平成29年2月27日厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡。以下「平成29年2月27日事務連絡」という。）に基づき、国民健康保険法第77条及び地方税法第717条の規定により、平成29年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料（税）の減免措置を実施したこと。</p> <p><u>イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援</u> 平成29年2月9日事務連絡及び平成29年2月27日事務連絡に基づき、国民健康保険法第44条第1項第2号の規定により、平成29年3月1日から同年9月30日の間の一部負担金の免除措置を実施したこと。</p>	<p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>調整基準額＝ 周知広報（小冊子、ホームページ掲載等）に要した費用。 ただし、周知広報に要した費用に対する交付限度額は、300千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。</p> <p>(削除)</p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p><u>ウ 平成28年度国民健康保険災害臨時特例補助金（平成28年熊本地震対応分）等の財政補填不足分への財政支援</u> <u>平成28年度国民健康保険災害臨時特例補助金（平成28年熊本地震対応分）及び平成28年度特別調整交付金の交付対象事業であったが、交付申請後に減免を行ったこと等により財政補填を受けていないこと。</u></p> <p><u>(交付基準額の算定方法)</u></p> <p><u>② 申請要件②に該当するもの</u></p> <p><u>ア 保険料（税）減免の措置に対する財政支援</u> <u>調整基準額＝①保険料（税）減免総額（平成 29 年 4 月～同年 9 月までの月割算定額）が、調整対象需要額（平成 29 年 4 月～同年 9 月分相当額）の 3 % 以上～15%未満の場合、保険料（税）減免総額の 10 分の 8 相当額</u> <u>②保険料（税）減免総額（同上）が、調整対象需要額（同上）の 15%以上～30%未満である場合、保険料（税）減免総額の 10 分の 9 相当額</u> <u>③保険料（税）減免総額（同上）が、調整対象需要額（同上）の 30%以上である場合、保険料（税）減免総額の 10 分の 10 相当額</u></p> <p><u>イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援</u> <u>調整基準額＝①一部負担金免除総額（平成 29 年 3 月～同年 9 月診療分）が、一部負担金総額（平成 29 年 3 月～同年 9 月診療分）の 3 % 以上～15%未満の場合、一部負担金免除総額の 10 分の 8 相当額</u> <u>②一部負担金免除総額（同上）が、一部負担金総額（同上）の 15%以上～30%未満である場合、一部負担金免除総額の 10 分の 9 相当額</u> <u>③一部負担金免除総額（同上）が、一部負担金総額（同上）の 30%以上である場合、一部負担金免除総額の 10 分の 10 相当額</u></p>	

ウ 平成28年度国民健康保険災害臨時特例補助金（平成28年熊本地震対応分）等の財政補填不足分への財政支援

調整基準額＝平成 28 年度国民健康保険災害臨時特例補助金（平成 28 年熊本地震対応分）及び平成 28 年度特別調整交付金の交付対象であり、財政補填を受けていない交付対象費用の 10 分の 10 以内の額

- ⑳ 国民健康保険の制度改正に伴う周知広報に要した経費があること。平成 30 年度の国民健康保険の制度改革に伴う被保険者等に対する国民健康保制度改革の周知広報（郵送費、チラシ等の封入封緘費等）に要した費用があること。ただし、周知広報経費のうちチラシ等の印刷製本費は除く。また、他の郵送物に同封する場合の郵送費については、当初想定されていた額を超えた額（重量増加分）とする。

（交付基準額の算定方法）

- ㉑ 申請要件㉑に該当するもの

調整基準額＝平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

<u>年間平均被保険者数</u>	<u>交 付 限 度 額</u>
<u>5 千人未満</u>	<u>1, 5 0 0 千円</u>
<u>1 万人未満</u>	<u>3, 0 0 0 千円</u>
<u>5 万人未満</u>	<u>7, 5 0 0 千円</u>
<u>1 0 万人未満</u>	<u>1 5, 0 0 0 千円</u>
<u>1 0 万人以上</u>	<u>3 0, 0 0 0 千円</u>

- ㉒ 国民健康保険の被保険者資格確認事務に係るモデル事業に要した経費があること。

「国民健康保険の被保険者資格確認事務に係るモデル事業の実施について」（平成 29 年 6 月 7 日保国発 0607 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長）に基づき、市町村における国民健康保険の被保険者資格の適正な管理を一層推進するための取組をモデル的に実施したこと。

（削除）

- ㉑ 国民健康保険の被保険者資格確認事務に要した経費があること。
「国民健康保険の被保険者資格に係る確認事務の実施について」（平成 30 年 6 月 27 日保国発 0627 第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長）（以下「実施通知」という。）に基づき、市町村における国民健康保険の被保険者資格の適正な管理を促進するための取組を実施したこと。

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
<p>(交付基準額の算定方法)</p> <p><u>㉓ 申請要件㉓に該当するもの</u> 調整基準額＝ <u>モデル事業の実施要領</u>に基づき、市町村窓口や郵送等による対応に要した費用に対する交付限度額は、1,000千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。ただし、会計整理上、当該事業の実施により実際に要した費用のみを算定対象とする。</p> <p><u>㉔ 市町村事務処理標準システムをクラウド構成 (DB サーバも仮想化) で導入するために要した費用があること。</u> 「市町村事務処理標準システムをクラウド構成で導入する市町村への平成 29 年度特別調整交付金による財政支援について」(平成 29 年 9 月 28 日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)における「平成 29 年度特別調整交付金 (市町村事務処理標準システムのクラウド構成 (DB サーバも仮想化) の構築に係る財政支援) の交付基準額の設定等の考え方」に基づき、交付対象として認められた費用があること。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p><u>㉔ 申請要件㉔に該当するもの</u> 調整基準額＝ 平成 29 年度所要見込額の 2 分の 1 を限度として対象市町村毎に提示する交付限度額を上限として、実支出額の 2 分の 1 を調整基準額とする。</p> <p>(新規)</p>	<p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>調整基準額＝ <u>実施通知</u>に基づき、市町村窓口や郵送等による対応に要した費用に対する交付限度額は、1,000千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。ただし、会計整理上、当該事業の実施により実際に要した費用のみを算定対象とする。</p> <p><u>㉔ 市町村事務処理標準システムをクラウド構成 (DB サーバも仮想化) で導入するために要した費用があること。</u> 「市町村事務処理標準システムの導入準備に係る平成 30 年度特別調整交付金による財政支援について」(平成 30 年 10 月 23 日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)における「平成 30 年度特別調整交付金 (市町村事務処理標準システムの導入準備に係る財政支援) の交付基準額の設定等に係る考え方」に基づき、交付対象として認められた費用があること。</p> <p>(交付基準額の算定方法)</p> <p>調整基準額＝ 平成 30 年所要見込額の 2 分の 1 を限度として対象市町村毎に提示する交付限度額を上限として、実支出額の 2 分の 1 を調整基準額とする。</p> <p><u>㉔ 市町村事務処理標準システムを導入するために要した費用があること。</u> 「市町村事務処理標準システムの導入準備に係る平成 30 年度特別調整交付金による財政支援について」(平成 30 年 10 月 23 日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)における「平成 30 年度特別調整交付金 (市町村事務処理標準システムの導入準備に係る財政支援) の交付基準額の設定等に係る考え方」に基づき、交付対象として認められた費用があること。</p>

平成 2 9 年 度

- ㉔ 制度改正に伴う市町村の国民健康保険事務の円滑な施行に資するため、施行準備に伴う財政負担増等があること。
(交付要件 9. (4). ①～㉔を除く。)

(交付基準額の算定方法)

㉔に該当するもの

調整基準額＝平成 29 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額又は相当額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1, 500千円
1万人未満	2, 500千円
5万人未満	4, 000千円
10万人未満	7, 500千円
10万人以上	10, 000千円

平成 3 0 年 度

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝平成 30 年所要見込額を限度として対象市町村毎に提示する交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

- ㉓ 制度改正に伴う市町村の国民健康保険事務の円滑な施行に資するため、施行準備に伴う財政負担増等があること。
(交付要件 6. (4). ①～㉓を除く。)

(交付基準額の算定方法)

調整基準額＝平成 30 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額又は相当額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1, 500千円
1万人未満	2, 500千円
5万人未満	4, 000千円
10万人未満	7, 500千円
10万人以上	10, 000千円

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
(新規)	<p><u>調整基準額②＝ 国保事業報告システム（事業年報・月報）の様式変更に伴い、国保事業費等納付金算定システムに連携するためのインターフェイス変更対応に要した費用に対する交付限度額は、216千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。</u></p> <p><u>3 国民健康保険の財政負担となる影響額等があること</u> <u>前年度の財政調整交付金の申請誤り及びやむを得ないと認められる特別の事情等により国民健康保険の財政負担となる影響額等があること。</u> <u>なお、前年度の財政調整交付金の申請誤りに対して交付を受けた場合については、今後、過大交付が判明した際に相殺ができないので留意すること。</u></p> <p><u>(交付基準額の算定方法)</u> <u>国民健康保険の財政負担となる影響額等の原則として8/10以内の額とする。ただし、国が必要と認める場合はその額とする。)</u></p>
(新規)	<p><u>4 都道府県国保保健事業（都道府県国保ヘルスアップ支援事業）に関する費用があること</u> <u>「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）の国庫補助について」（平成30年4月11日厚生労働省発保0411第4号）の別紙「国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱」及び「特別調整交付金（保健事業分）交付要領について」（平成30年4月11日保国発0411第2号）に基づき、補助対象事業として認められた都道府県国保保健事業に関する費用があること。</u></p> <p><u>(交付基準額の算定方法)</u> <u>「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）の国庫補助について」の別紙「国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱」及び「特別調整交付金（保健事業分）交付要領について」に基づき、補助対象経費として認められた額とする。</u></p>
(新規)	<p><u>5 保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を図るため必要があること（追加激変緩和措置）</u> <u>(交付基準額の算定方法)</u></p>

平成 2 9 年 度	平成 3 0 年 度
	<p><u>調整基準額 = 平成 29 年 6 月 1 日現在における当該都道府県内の市町村の全被保険者数合計 ÷ 平成 29 年 6 月 1 日現在における全国の全被保険者数 × 予算の範囲内の額</u></p> <p><u>※ 被保険者数については、「30 年度予算関係資料の作成について」（平成 29 年 7 月 3 日付け事務連絡）様式 19 で報告のあった「国保加入被保険者数」（平成 29 年 6 月 1 日数値）とする。</u></p> <p><u>※ 平成 30 年 9 月概算交付済。</u></p>